知っ得! 身近なベトナム税務 開

過去の不合理な税法での追徴課税に注意: (第11回)

近年税務調査が厳しくなっているというのはこのシリーズで何度もお伝えしていますが、過去の不合理な法令を引っ張り出してきて課税され、多額の追徴課税に発展するケースが増えてきています。あまりに不合理な法令のため、その法令が有効であった当時は、企業側は順守していない場合が多く、税務局側もそれを見過ごしていました。しかし、ここにきてそれを指摘して過去にさかのぼって課税されています。特に製造業の税務調査で頻出しており、ここでは2つの頻出パターンをご紹介したいと思います。

原材料を予定より使い過ぎていて課税

2013年までは、税務局に各製品製造に使用する材料使用量を登録し、それを超える材料費は損金不算入という法人税法令がありました。また14年の1年間は、登録義務はないものの標準材料使用料を設定する必要はありました。企業側からすると、予定以上の仕損品が出てしまい、製造コストが上がってしまっている上に、さらにその費用の上昇分が税務上の費用として認められずに法人税が課されて、二重苦になってしまうという理不尽な法令でした。

おそらく、ローカル企業などが、業績が良くなると 製造コストを水増しして法人税を減らすことを防ぐ法 令と推察しますが、あまりに理不尽な法令のため、ま ともに順守している日系企業は少なく、税務調査でも 多くの場合見逃されていました。それを、最近の税務 調査では指摘される事例が続出しています。そもそも 標準材料費を設定していない企業に対しては、税関に 登録した材料使用量を引用し、課税されております。

過去の事業拡張に対して高額課税

ベトナムは、外資系企業の誘致のため、08 年までは 新規進出製造業に対して手厚い優遇税を付与していま した。09~13 年までにその優遇税のほとんどが廃止さ れたのですが、それは新規進出企業だけではなく、既に進出して優遇税を享受している企業も、09~13年に事業拡大した部分については優遇税の適用を認めないという法令になっていました。

08 年以前に進出した企業側からすると、優遇税を享受できるという前提でベトナムに進出したのに、後から事業拡張分は優遇税が不適用とされ、ベトナム進出の前提が覆ってしまうというかなり理不尽な法令ということになります(14 年からは原則として、新規進出企業も既存企業の事業拡張にも優遇税の適用が認められています)。そのため、事業拡張部分に対しても優遇税を適用して税務申告している日系企業は多く、税務調査でも見逃されていることが一般的でした。

ところが最近の税務調査ではそれを指摘し、過去に さかのぼって課税されるケースが頻出しています。当 時大きく事業拡張した会社や、多額の利益が出ていた 会社などは、数千万円から億円単位の追徴課税になり 得るため大きな問題となっています。

外資系企業は毎年監査法人の監査が義務付けられていますが、法定監査は税務より会計を中心に見ており、また、監査はその期1年分しか見ません。そのため、今回取り上げたような、法令が有効な当時は実務上問題視されていなかった税務の問題は放置されがちです。税務調査が入る前に、過去の税務申告をいま一度チェックし、自ら修正申告するなどの対策を講じておくことが有効と言えるでしょう。

<筆者紹介>

實原 享之(じつはら たかゆき)

I GLOCAL代表取締役。ベトナム在住。米国・ベトナム・カンボジア公認会計士。2009年よりI GLOCALに入社し、12年より現職。趣味はゴルフ。